

## 審査基準

平成28年3月23日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第7条第2項
処分の概要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第32条（許可証の書換えの申請）、同第33条（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：5日以内（書換えにあつては3日）
申請先：申請者の住所地（第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）の外国人にあつては、現在地）を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問い合わせ先：三重県警察本部生活安全全部生活安全企画課(059-222-0110) 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備考：